



ローレルタワー屋上から東方面 (H30.3撮影)

ひと 夢 つなぐ 安心未来都市 (第6次東海市総合計画：H26～H35)

東海市都市宣言

平成22年3月4日

- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市

東海市らしさの創造と市民の夢の実現をめざし、市民に、そして全国に発信するため、都市宣言をしました。

このニュースは、皆様と市が一体となってまちづくりを行うための資料です。

土地区画整理事業について

太田川駅周辺では、東海市の玄関口としてふさわしい中心市街地を整備するため、土地区画整理事業を進めています。

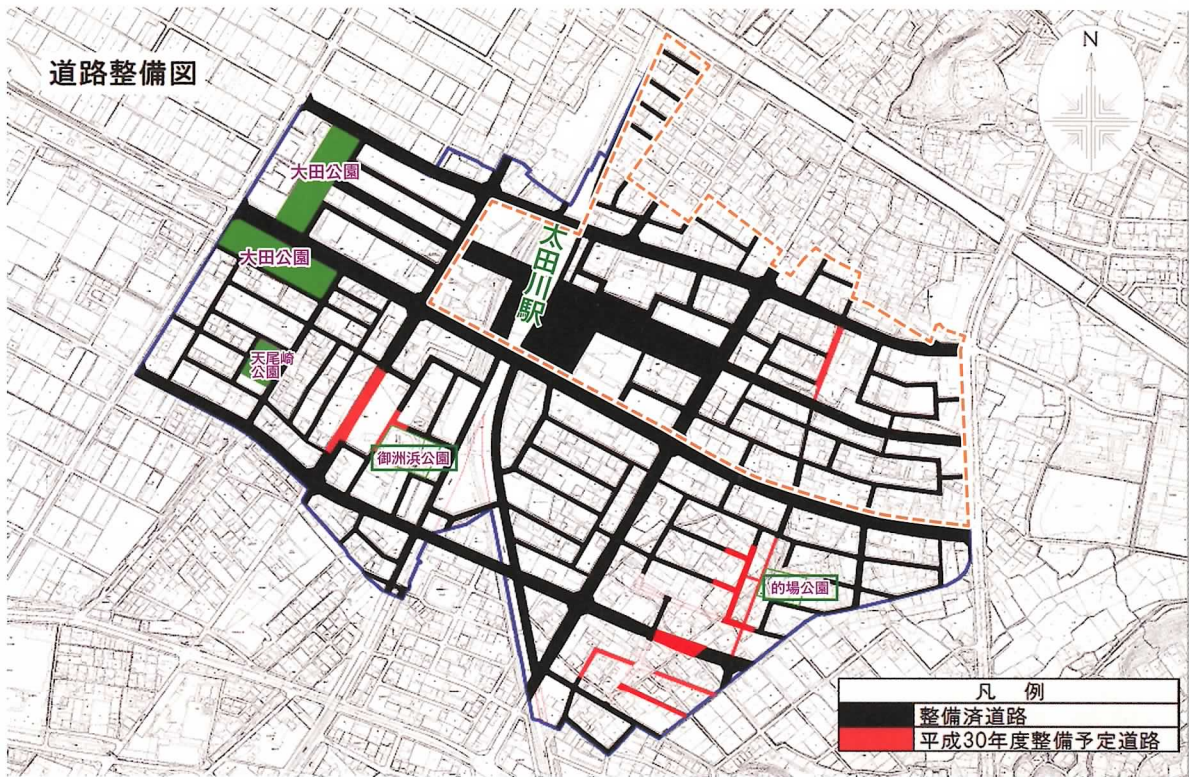
◇施行面積 64.3ha ◇事業期間 平成4年度～平成32年度 ◇総事業費 約425億円

～平成30年度整備予定～

■ 物件移転 移転計画11戸 平成29年度末進行率 98%（累計移転戸数 708/719戸）

■ 整備工事 下図 赤色部分の道路整備

■ 確定測量 区画整理事業完了に向けた清算業務の準備として、オレンジ色内側部分の出来形確認測量等（確定杭の設置）を順次実施していきます。（～平成32年度予定）



土地区画整理審議会について

土地区画整理審議会とは、土地区画整理法で定められた組織のことで、地域の皆様の意見をより反映させるために、土地の所有者、借地権者及び学識経験者で構成されています。この度、土地区画整理審議会委員が改選されましたので、以下のとおりお知らせします。また、平成30年2月16日の審議会において、会長・副会長が決定しました。

～委員12名（順不同、敬称略）～

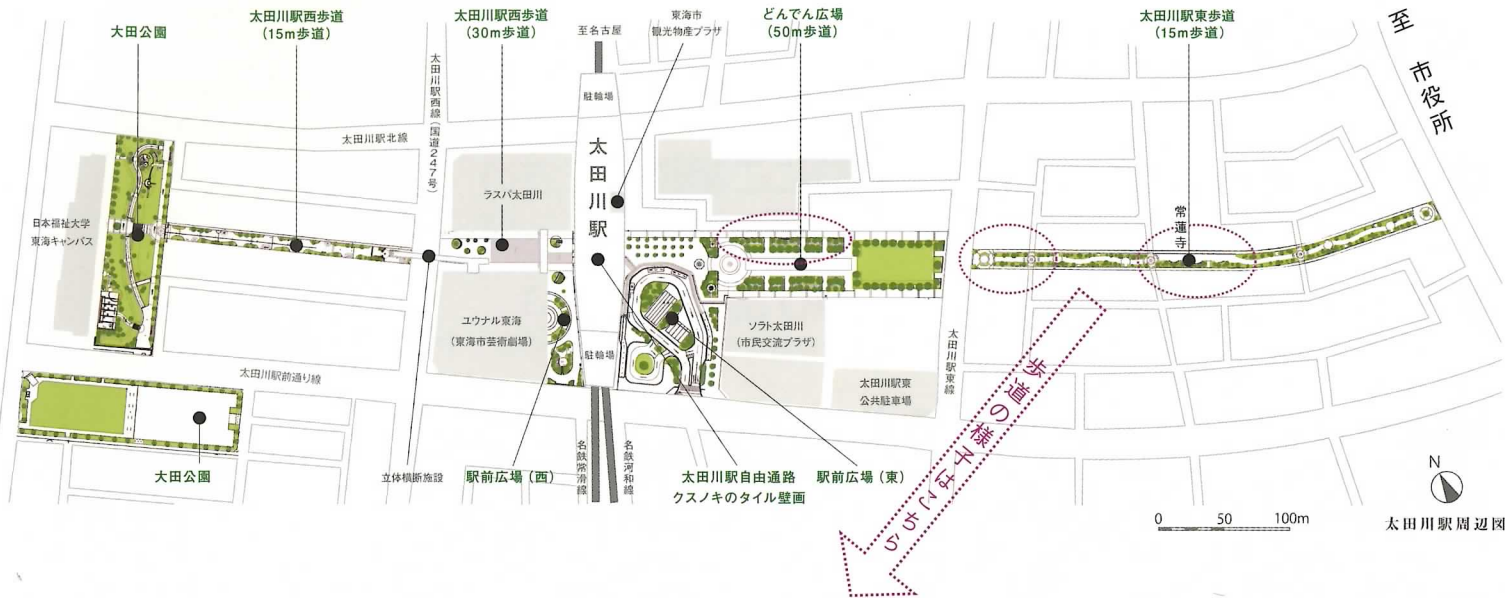
■ 土地の所有者から選ばれた委員… 森岡 克夫(会長)、山口 直之(副会長)、阿知和 立子
井上 正人、寺田 力雄、神野 博孝、深谷 稔樹、蟹江 孝俊
叶土地建物有限会社

■ 借地権者から選ばれた委員…………… 学校法人 日本福祉大学

■ 市長の選任した学識経験者…………… 吉村 輝彦(日本福祉大学 教授)、崔 俊(星城大学 教授)

◇ 太田川駅周辺マップ ◇ ～緑あふれる歩道を散歩してみよう!!～

平成22年から整備を始めた、「緑の軸」が完成しました。「緑の軸」とは、太田川駅を中心とした東西約1キロの都市空間に、木や花を植えた、緑のつながりのある歩道のことです。緑の中で人々が憩えるようなデザインとなっています。歩道内にはベンチもありますので、散歩中の休憩もできます。緑あふれる空間をぜひ体感してみてください。



「大田まちづくりの会」提案によるランの植栽… 部分

●こんなお花が見られます●



サギソウ



キンリョウヘン



シラン（紫蘭）



デンドロビウム

● おねがい ●

みなさんが気持ちよく過ごせるよう、ルールやマナーを守りましょう。

- ・タバコは駅近くの所定の喫煙所で吸いましょう。 ・犬のフンの始末をしましょう。
- ・スケートボードやローラースケート、自転車での迷惑行為はやめましょう。

事業についてのお知らせ

■ 滅失登記について

滅失登記がされていないと、新しく仮換地を使用する方の登記ができないため、従前の建物を登記していた場合は、滅失登記をお願いします。

■ 農地転用について

従前の土地が農地の場合は農地転用の許可・届出が必要になります。まだ農地転用がお済みでない方は手続きをお願いします。

■ 仮換地の合筆・分筆について

仮換地の合筆・分筆については、中心街整備事務所までご相談ください。なお、分筆については費用負担が発生することがあります。

■ 使用収益開始後の土地管理について

使用収益開始後の土地については、権利者の方の管理となります。宅地からの土砂の流出や草刈り等近隣の方にご迷惑とならないようお願いします。

■ 建築工事などをされる方は、事前にご相談ください

施行地区内で建築行為などをするときは、東海市長の許可が必要になりますので事前に中心街整備事務所までご相談ください。

■ 所有権に移動があった場合は、届け出てください

区域内の土地について、売買、相続などにより所有権に移動があった場合は、中心街整備事務所へ届け出ていただきますようお願いいたします。

■ 固定資産税の仮換地課税（みなし課税）について

使用収益開始後の仮換地については平成21年度から「仮換地課税」が実施されています。

■ 東海市公共下水道事業 受益者負担金について

使用収益開始後の仮換地については受益者負担金が賦課されます。

■ 仮換地証明等の権利者以外の方の申請について

仮換地証明等を権利者以外の方が申請する場合は、権利者の委任状が必要となります。

■ 電柱等の設置について

交通安全を考慮した快適なまちづくりを実現するため、電柱等を宅地内に設置することにご理解をいただき、電線類管理者による建柱要請にご協力をお願いします。

■ 土地・建物等への立ち入りについて

事業のため皆様の所有する土地や建物等に市職員または委託業者が立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 工事にご協力を

地区内では整地や道路等の工事を行っています。このため付近の方々をはじめ通行される方にご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 事務所案内図

中心街整備事務所

〒477-0031

東海市大田町東畑119番地

TEL 0562-33-7761

FAX 0562-33-7775

E-mail : chuushin@city.tokai.lg.jp

URL : <http://www.city.tokai.aichi.jp>

